

令和7年4月22日

担当課	中小企業振興課
直通	092-643-3424
内線	3666
担当	富崎、嶋田

「米国関税対策特別融資」を創設し、中小企業の資金繰りを支援します！

県では、米国の関税措置により影響を受ける県内中小企業への資金繰り支援として、新たに県独自の「米国関税対策特別融資」を創設します。

今後とも、資金繰りの一層の支援に努め、本県中小企業の振興を図ってまいります。

1 融資制度の概要

資金名	米国関税対策特別融資
融資対象者	米国関税措置の影響を受け、売上が5%以上減少した、または減少が見込まれる中小企業
融資利率	1.30%※1
保証料率	0.25～1.62%
限度額	3千万円
資金使途	運転資金
融資期間	10年以内(据置2年以内)
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小団体中央会

※1 長期経営安定資金等の汎用資金から概ね0.2%引下げ

(注)原則として、既存借入れの借換はできません。

2 適用開始日 令和7年5月1日